

正誤表 法改正情報	行政書士 講義生中継 商法・会社法 第4版
--------------------------------	------------------------------

本書において、正誤および刊行後の法改正に基づき、下記の通り訂正がございます。

正誤につきましては、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、本正誤表・法改正情報をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC 出版

ページ	誤（改正前）	正（改正後）
127	下から7行目 ～欠格事由が <u>ある</u> こと～	～欠格事由が <u>ない</u> こと～
131	上から12行目 ～ <u>委員会</u> 設置会社の場合～	～ <u>指名委員会</u> 等設置会社の場合～
133	下から8行目 ～ <u>委員会</u> 設置会社では～	～ <u>指名委員会</u> 等設置会社では～
136	真ん中の表 一番下 左側の欄 <u>委員会</u> 設置会社	<u>指名委員会</u> 等設置会社
140	上から9行目 (<u>監査役</u> 設置会社では～	(<u>例えば、監査役</u> 設置会社などでは～

※以下は、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成30年法律第29号）が、平成30年12月19日官報公布の政令により、平成31年4月1日施行と定められたことに基づく法改正情報になります。

249	上から3行目～4行目 ～不可抗力による滅失の場合～	～不可抗力による滅失・ <u>損傷</u> の場合～
249	上から5行目 務、 <u>貨物引換証</u> 交付義務、損害賠償責任～	務、損害賠償責任～
249	上から6行目 ～損害賠償責任と <u>貨物引換証</u> です。～	～損害賠償責任です。～
250	上から2行目～5行目 ①商法 577 条 運送人は、 <u>自己またはその使用人その他運送のため</u> に使用した者が運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、運送品の滅失、毀損、 <u>延着につき損害賠償の責任を免れない</u> としてい ます。	①商法 575 条 運送人は、 <u>運送品の受取から引渡しまでの間に</u> その運送品が滅失・損傷し、もしくはその滅失・ <u>損傷の原因が生じ、または運送品が延着したとき</u> は、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

250	上から 11 行目～14 行目 <u>運送人が運送物品を滅失・毀損した場合は、その物品の引渡日などにおける到達地の時価で賠償します（商法 580 条 1 項 2 項）。時価が相当因果関係理論に基づいて算出された損害額より多くても少なくとも時価で賠償します。～</u>	<u>運送品の滅失・損傷の場合における損害賠償の額は、原則として、その引渡しができるべき地および時における運送品の市場価格（取引所の相場がある物品については、その相場）によって定められます（商法 576 条 1 項）。～</u>
250	上から 16 行目～17 行目 <u>したがって、運送人が悪意・重過失で運送物品を滅失・毀損した場合には商法 580 条の適用はなく、民法 416 条 1 項によります。</u>	<u>運送人の故意または重大な過失によって運送品の滅失・損傷が生じたときは、商法 576 条 1 項の適用はなく、民法 416 条 1 項によります。</u>
250	下から 8 行目～6 行目 ～高価品である旨の <u>明告</u> を怠った場合には、運送人はその滅失、 <u>毀損</u> について責任を負いません（商法 578 条）。 <u>明告</u> があれば、運送人は～	～高価品である旨の <u>通知</u> を怠った場合には、運送人はその滅失、 <u>損傷</u> 、 <u>延着</u> について責任を負いません（商法 577 条 1 項）。 <u>通知</u> があれば、運送人は～
250	下から 3 行目 人が <u>故意</u> に滅失・毀損～	人が <u>故意</u> または重大な過失により滅失・毀損～
250	下から 2 行目 ～商法 <u>578 条</u> と不法行為責任～	～商法 <u>577 条</u> と不法行為責任～
251	上から 1 行目～2 行目 <u>明告</u> のない高価品について運送人が「 <u>過失</u> 」で <u>毀損</u> した場合、商法 <u>578 条</u> では債務不履行に基づく損害賠償責任は発生しません。他方、 <u>過失</u> で他	<u>通知</u> のない高価品について運送人が「 <u>軽過失</u> 」で <u>損傷</u> した場合、商法 <u>577 条</u> では債務不履行に基づく損害賠償責任は発生しません。他方、 <u>軽過失</u> で他
251	上から 4 行目、6 行目（2 か所）、ボード内 商法 <u>578 条</u>	商法 <u>577 条</u>
252～ 254	252 ページ 下から 5 行目～ 254 ページ 9 場屋営業 の手前まで (2) 貨物引換証 の（全文）	※法改正に基づき、削除
254	下から 12 行目 <u>場屋主人</u> は厳しい責任を負います。	<u>場屋営業者</u> は厳しい責任を負います。
254	下から 11 行目～10 行目 ～不可抗力による滅失・ <u>毀損</u> であることを証明しない限り責任を免れません（商法 <u>594 条 1 項</u> ）。 ～	～不可抗力による滅失・ <u>損傷</u> であることを証明しない限り責任を免れません（商法 <u>596 条 1 項</u> ）。～
254	下から 6 行目～5 行目 ～物品に関しても、 <u>自己</u> または <u>使用人</u> の故意・過失による滅失・ <u>毀損</u> について責任を負います（商法 <u>594 条 2 項</u> ）。～	～物品に関しても、 <u>場屋営業者</u> の故意・過失による滅失・ <u>損傷</u> について責任を負います（商法 <u>596 条 2 項</u> ）。～

254	下から 3 行目～2 行目 ～高価品である旨の <u>明告</u> がない限り責任を負いません（商法 595 条）。	～高価品である旨の <u>通知</u> がない限り責任を負いません（商法 597 条）。
257 (索引)	左段 上から 5 行目～7 行目 <u>貨物引換証</u> ／252 <u>貨物引換証の文言証券性</u> ／253 <u>空券</u> ／253	<u>※法改正に基づき、削除</u>

※ページ数が **太字かつ斜体** になっている箇所が今回の更新での追加箇所になります。

以上